

尾道市

高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

概要版



令和6年3月
尾道市

計画策定の背景と趣旨

本市においては、高齢者人口は減少傾向にあるものの、75歳以上の後期高齢者人口は令和9年にピークを迎えることが予測されることから、中長期的な視点に立った施策の展開が必要となります。また、介護予防・健康づくりの取組や、認知症施策を総合的に推進すること、ヤングケアラーを含む家族介護者への支援等、複雑化する課題への対応や重層的支援体制の整備が必要です。

このような本市を取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念である「幸齢社会おのみち～住みなれた地域で元気でいきいきと安心して暮らすために～」を実現するために「尾道市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を定めます。

1. 第8期計画期間中(R3～5年)の取組を一部紹介

住みなれた地域で元気でいきいきと安心して暮らすため、地域包括ケアシステムの深化を進め、各種事業に取り組みました。

- ① 地域包括ケアシステムの深化をめざし、医療と介護の更なる連携に向けて取り組みました。
- ② 介護予防・重度化予防と健康づくりに重点的に取り組みました。



シルバーリハビリ体操
(右は、市ホームページ公開動画)

- ③ 介護が必要となっても住みなれた地域で暮らせるよう、環境整備に努めました。



オレンジカフェの様子



認知症サポーター養成講座

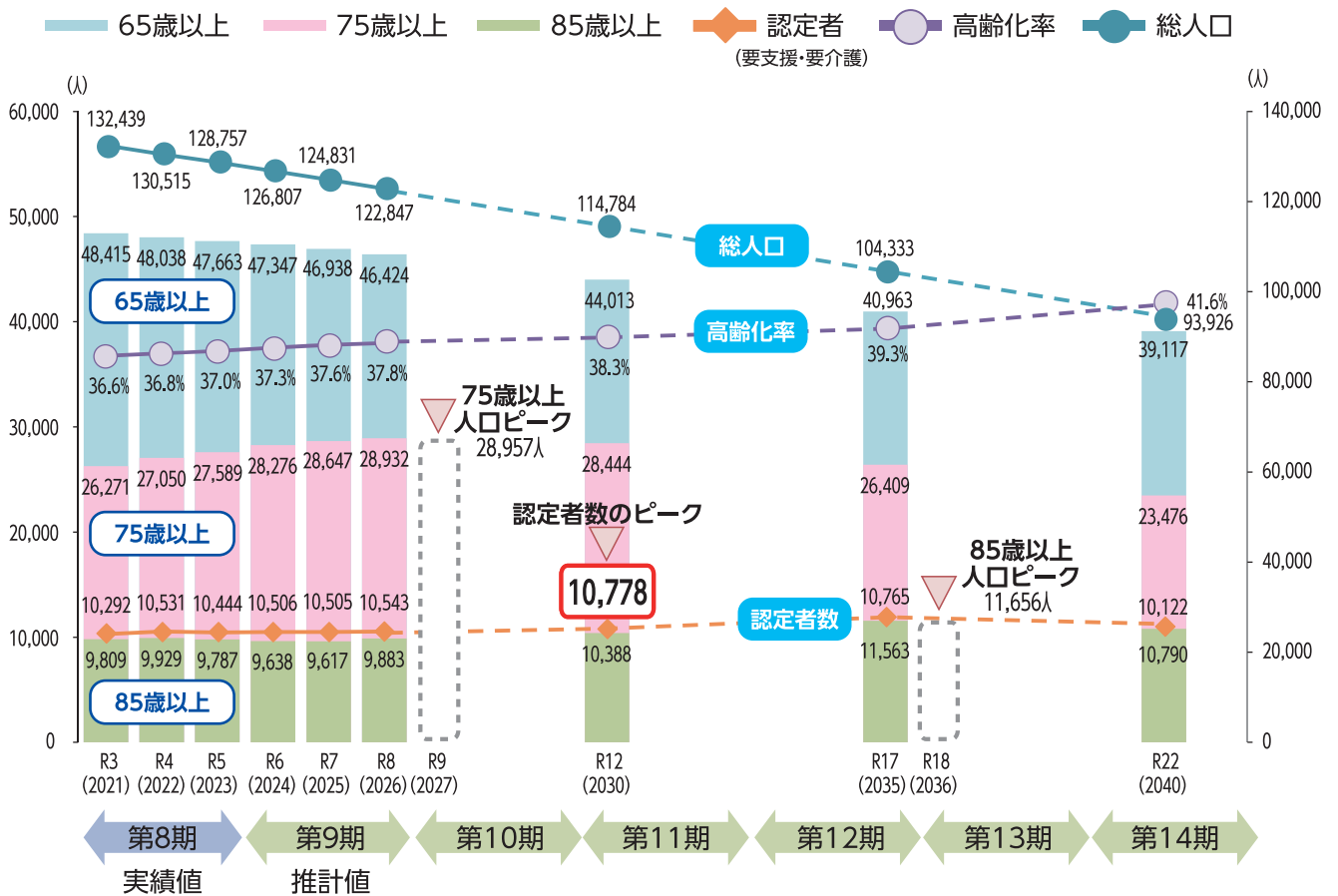


おのみち見守り訓練の様子
金融機関ATMでの対応



認知症ガイドブック
(ケアパス) 第3版

2.総人口・高齢者人口・認定者・高齢化率の推計 (要支援・要介護)



【人口:住民基本台帳(各年度9月末)データを用いて、コーホート変化率法により推計】
 【認定者数:介護保険事業状況報告(各年度9月末)データを用いて、地域包括ケア見える化システムにて推計】

- 総人口は一貫して減少傾向で推移し、令和27年には2/3程度になることが見込まれています。
- 65歳以上人口はすでにピークは過ぎ、今後も減少傾向で推移します。
- 75歳以上人口は令和9年に、85歳以上人口は令和18年にそれぞれピークを迎える見込みとなっています。
- 65歳以上人口は減少し続けますが、総人口も減少(少子高齢化の進行)するため、令和22年には高齢化率は41.6%(3人に1人以上)となる見込みがあります。
- 認定者数は令和12年にピークを迎える見込みとなっています。



基本理念

幸齢社会 おのみち

～住みなれた地域で元気でいきいきと安心して暮らすために～



介護保険法

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（国民の努力及び義務）

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

第9期計画では、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年を見据えた地域包括ケアシステムの更なる充実のため、先進的な地域包括ケア体制など尾道の強みを活かしながら、住民の自立と尊厳を支えるケアの持続的な実現、利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供と更なる連携を図るとともに、引き続き、介護予防・重度化予防に重点的に取り組み、たとえ介護が必要となった場合でも、住みなれた地域で安心して暮らしていける環境整備を住民と協働して進めていきます。

住みなれた地域でいつまでも暮らせるまちづくり ～地域共生社会の実現～

基本目標

1

- 1) 幸齢社会おのみちに向けた意識啓発
- 2) 地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの更なる充実
- 3) 医療と介護の更なる連携
- 4) 地域包括支援センター運営事業の推進
- 5) 自己決定支援の推進(アドバンスケアプランニング等)
- 6) 自立支援・重度化予防の推進(自立支援型・重度化予防ケアマネジメント)



心身ともに元気に暮らせるまちづくり ～介護予防・健康づくり施策の充実・推進～

基本目標

2

- 1) 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2) 一般介護予防事業の推進(シルバーリハビリ体操等)
- 3) 健康づくりの推進
- 4) 保健事業と介護予防の一体的な実施



いきいきと幸せに歳を重ねられるまちづくり ～つながる多様な場の創出～

基本目標

3

- 1) 高齢者の生きがいづくり
- 2) 出会いの場・集いの場、社会参加の場、学びの場の創出



高齢者が安心して暮らせるまちづくり ～安心して暮らせる環境整備～

基本目標

4

- 1) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 2) 権利擁護の充実及び家族介護者への支援
- 3) 生活を支援するサービスの整備・高齢者の住まいの確保
- 4) 災害や感染症対策に係る体制整備
- 5) 介護人材確保及び業務効率化・生産性向上の取組の強化



介護サービスが充実したまちづくり ～実情に応じた提供体制の計画的な確保～

基本目標

5

- 1) 介護サービス基盤の計画的な確保
- 2) 介護給付の適正化(第6期介護給付適正化計画)
- 3) 介護サービスの質の向上と保険給付の円滑化



3.第9期計画で進めること

①

重層的支援による「地域共生社会」・「地域包括ケアシステム」の更なる深化・充実

近年、身寄りのない高齢者、認知症、8050世帯、ヤングケアラー等、複合的な課題を抱え、従来の枠組みでは適切な対応が難しい事例が増加し、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等、包括的・福祉的な視点をもった支援が必要になっています。

第8期計画期間中の地域共生社会に向けた取組において、制度や分野の関係を越えた重層的な支援や引きこもり支援の仕組みづくり等を行いました。令和6年度より重層的支援体制整備事業を実施します。自らが望む生活の実現のため、意思決定支援やACPの普及啓発、認知症にやさしいまちづくり、権利擁護等の仕組みづくりが重要です。

地域包括ケアシステムの基本的理念・めざす方向は、地域共生社会の実現であり中核的な基盤です。住みなれた地域で元気でいきいきと安心して暮らすことができるよう取組を進めます。

②

地域における健康寿命の延伸、「通いの場」の創出と「生活支援」の推進

住みなれた地域でいきいきと日常生活を営むためには、地域における心身機能の維持・回復や日常の生活課題の解決に向けた取組も重要です。

シルバーリハビリ体操教室、ふれあいサロン、オレンジカフェ、地域の集いの場等、多様な地域の通いの場の創出が必要であり、参加しやすさ、アクセスのしやすさが大切です。引き続き、保健と介護の一体的実施、介護予防、地域リハビリテーションの取組等を進め、健康寿命の延伸を目指します。生活支援・見守り支援・移動支援等の仕組みづくりについて、総合事業や生活支援体制整備事業等において、地域に根差した取組を進めます。

③

介護サービス基盤と人材確保、介護現場の生産性向上の推進

中長期的な人口動態や介護ニーズを適切に捉え、本市の実情に応じた介護サービス基盤の確保が重要です。一方、少子高齢化の中、介護人材確保及び介護現場の生産性向上は喫緊の課題となっており、ケアマネジメント・介護サービスの質の向上、生産性向上、負担軽減に向けた取組が必要となっています。

幅広い世代に、仕事としての福祉・介護の魅力を伝え、サービスの質の向上と介護ロボットやデジタル技術、ICT機器の活用等、介護現場の革新に係る取組を推進・周知することで、イメージできるよう取り組みます。また高齢者や外国人等、多様な人材が働きやすい環境づくり等について、介護事業所等とともに取組を進めます。

4.介護保険給付費の見込みと介護保険料

■ 給付費の見込み

介護給付費の見込み(百万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年)
居宅サービス	5,547	5,553	5,556	5,458
地域密着型サービス	3,786	3,690	3,689	3,585
施設サービス	4,528	4,687	4,702	4,371
居宅介護支援	742	744	745	730
合計	14,603	14,674	14,693	14,144

予防給付費の見込み(百万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年)
介護予防サービス	389	389	391	357
地域密着型介護予防サービス	23	23	23	20
介護予防支援	72	73	73	67
合計	484	485	487	444

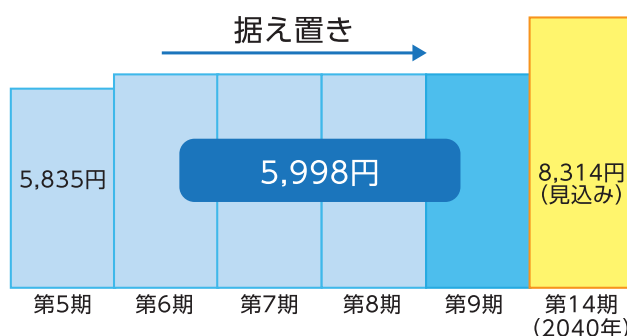
地域支援事業費の見込み(百万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年)
介護予防・日常生活支援総合事業	530	533	536	425
包括的支援事業・任意事業	353	357	362	294
合計	883	890	898	719

※上記表において、四捨五入をしているため、合計値が必ずしも一致しません。

■ 第1号被保険者介護保険料

第9期の介護保険基準月額、第8期と同額の5,998円で据置きとなりました。これは、市民のみなさまの介護予防、健康づくりの取組により、実現しています。



■ 目標指標

高齢者が住みなれた地域で生きがいや役割をもちながらできるだけ元気に過ごし、仲間づくりや心身機能の維持、向上につながるよう、第9期計画期間の目標指標を次のとおり定めます。

目標指標	現状(令和5年9月末)	目標(令和8年9月末)
要支援1・2の認定率について、県平均以下を維持する。	6.0%	県平均以下
令和8年度の認定率の推計値を超えない。	21.6%	22.4%以下

5. みんなで取り組む重点アクション

市民・高齢者が取り組む重点アクション

- 「幸齢社会おのみち」に向け、市民全体でつながり支え合います。
- 高齢になっても、健康づくり、介護予防に努めます。
- サービスを利用しない、または急いで利用する必要のない、不要不急な介護認定の申請を控えます。
- 認知症を正しく理解し、認知症にやさしいまちづくりを進めます。

医療・サービス事業所等が取り組む重点アクション

- 自立支援・重度化予防ケアマネジメントに努め、医療と介護の連携により、切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- 本人の状態に応じた自立支援・重度化予防に資する適切なサービス提供に努めます。
- 介護現場の生産性の向上と、介護の担い手の確保、育成に努めます。
- 災害や感染症に対応できる体制づくりを進めます。

市・地域包括支援センターが取り組む重点アクション

- 全市一体となって高齢者を支え合う施策に取り組めます。
- 介護保険、高齢者福祉サービスの提供体制の計画的な確保に努めます。
- 認知症の人やヤングケラーを含む家族を支援する取組の強化に努めます。
- ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発に取り組めます。
- 「地域共生社会」の実現をめざし、制度や分野の関係を越えた連携により、重層的な支援に取り組めます。

■ 高齢者に関するご相談は、お近くの地域包括支援センターへ

尾道市地域包括支援センター	新高山三丁目1170-177	尾道市立市民病院 内	☎0848-56-1212
尾道市北部地域包括支援センター	御調町市107-1	御調保健福祉センター 内	☎0848-76-2495
尾道市西部地域包括支援センター	門田町22-5	尾道市社会福祉協議会 内	☎0848-21-1262
尾道市東部地域包括支援センター	東尾道4-4	ベイタウン尾道組合会館 内	☎0848-56-0345
尾道市向島地域包括支援センター	向島町5888-1	向島福祉支援センター 内	☎0848-41-9240
尾道市南部地域包括支援センター	因島中庄町1955	介護老人保健施設ビロードの丘 内	☎0845-24-1248
南部地域包括支援センター瀬戸田支所	瀬戸田町林1288-7	瀬戸田福祉保健センター 内	☎0845-27-3847

■ お問い合わせ

尾道市役所 福祉保健部 高齢者福祉課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号 TEL:0848-38-9119 FAX:0848-37-7260

E-mail:k-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp